

令和7年度決算に基づく健全化判断比率等の概要

実質赤字比率及び連結実質赤字比率について

＜実質赤字比率・連結実質赤字比率＞
 ○実質赤字額が生じていないため、全ての団体において実質赤字比率はありませんでした。
 ○連結実質赤字額が生じていないため、全ての団体において連結実質赤字比率はありませんでした。

【実質赤字比率】

(単位:%)

団 体 名	R7決算	R6決算	
		早期健全化基準	早期健全化基準
岸和田市	－	(11.31)	(11.32)
豊中市	－	(11.25)	(11.25)
池田市	－	(12.09)	(12.12)
吹田市	－	(11.25)	(11.25)
泉大津市	－	(12.54)	(12.57)
高槻市	－	(11.25)	(11.25)
貝塚市	－	(12.46)	(12.51)
守口市	－	(11.59)	(11.61)
枚方市	－	(11.25)	(11.25)
茨木市	－	(11.25)	(11.25)
八尾市	－	(11.25)	(11.25)
泉佐野市	－	(12.03)	(12.09)
富田林市	－	(12.03)	(12.09)
寝屋川市	－	(11.25)	(11.25)
河内長野市	－	(12.20)	(12.24)
松原市	－	(11.88)	(11.94)
大東市	－	(11.96)	(11.99)
和泉市	－	(11.44)	(11.49)
箕面市	－	(11.68)	(11.74)
柏原市	－	(12.65)	(12.69)
羽曳野市	－	(12.02)	(12.08)
門真市	－	(11.78)	(11.83)
摂津市	－	(12.34)	(12.41)
高石市	－	(12.78)	(12.80)
藤井寺市	－	(12.73)	(12.77)
東大阪市	－	(11.25)	(11.25)
泉南市	－	(12.78)	(12.82)
四條畷市	－	(12.91)	(12.95)
交野市	－	(12.61)	(12.65)
大阪狭山市	－	(12.87)	(12.90)
阪南市	－	(13.07)	(13.09)
島本町	－	(13.62)	(13.72)
豊能町	－	(14.79)	(14.93)
能勢町	－	(15.00)	(15.00)
忠岡町	－	(15.00)	(15.00)
熊取町	－	(13.33)	(13.39)
田尻町	－	(15.00)	(15.00)
岬町	－	(15.00)	(15.00)
太子町	－	(15.00)	(15.00)
河南町	－	(15.00)	(15.00)
千早赤阪村	－	(15.00)	(15.00)

【連結実質赤字比率】

(単位:%)

団 体 名	R7決算	R6決算	
		早期健全化基準	早期健全化基準
岸和田市	－	(16.31)	(16.32)
豊中市	－	(16.25)	(16.25)
池田市	－	(17.09)	(17.12)
吹田市	－	(16.25)	(16.25)
泉大津市	－	(17.54)	(17.57)
高槻市	－	(16.25)	(16.25)
貝塚市	－	(17.46)	(17.51)
守口市	－	(16.59)	(16.61)
枚方市	－	(16.25)	(16.25)
茨木市	－	(16.25)	(16.25)
八尾市	－	(16.25)	(16.25)
泉佐野市	－	(17.03)	(17.09)
富田林市	－	(17.03)	(17.09)
寝屋川市	－	(16.25)	(16.25)
河内長野市	－	(17.20)	(17.24)
松原市	－	(16.88)	(16.94)
大東市	－	(16.96)	(16.99)
和泉市	－	(16.44)	(16.49)
箕面市	－	(16.68)	(16.74)
柏原市	－	(17.65)	(17.69)
羽曳野市	－	(17.02)	(17.08)
門真市	－	(16.78)	(16.83)
摂津市	－	(17.34)	(17.41)
高石市	－	(17.78)	(17.80)
藤井寺市	－	(17.73)	(17.77)
東大阪市	－	(16.25)	(16.25)
泉南市	－	(17.78)	(17.82)
四條畷市	－	(17.91)	(17.95)
交野市	－	(17.61)	(17.65)
大阪狭山市	－	(17.87)	(17.90)
阪南市	－	(18.07)	(18.09)
島本町	－	(18.62)	(18.72)
豊能町	－	(19.79)	(19.93)
能勢町	－	(20.00)	(20.00)
忠岡町	－	(20.00)	(20.00)
熊取町	－	(18.33)	(18.39)
田尻町	－	(20.00)	(20.00)
岬町	－	(20.00)	(20.00)
太子町	－	(20.00)	(20.00)
河南町	－	(20.00)	(20.00)
千早赤阪村	－	(20.00)	(20.00)

・実質赤字比率の早期健全化基準は11.25%～15%、財政再生基準は20%
 ・連結実質赤字比率の早期健全化基準は16.25%～20%、財政再生基準は30%
 ・実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「－」と表示しています。
 ・今後、数値等に変更が生じる場合があります。

実質公債費比率及び将来負担比率について

<実質公債費比率>

- 早期健全化基準(25%)を超過した団体はありませんでした。
- 地方債に係る元利償還金の減少や標準財政規模の増加等により24団体で改善、地方債に係る元利償還金の増加や公営企業債に係る準元利償還金の増加等により13団体で悪化、4団体で据置となりました。

<将来負担比率>

- 早期健全化基準(350%)を超過した団体はありませんでした。
- 地方債現在高の増減や充当可能基金の増減等により8団体で改善、5団体で悪化となりました。

【実質公債費比率】

(単位:%)

団 体 名	R7決算	R6決算
岸 和 田 市	2.3	3.8
豊 中 市	2.0	2.0
池 田 市	3.4	2.8
吹 田 市	0.9	0.5
泉 大 津 市	6.1	7.4
高 槻 市	-2.7	-2.7
貝 塚 市	6.4	5.7
守 口 市	4.7	4.8
枚 方 市	1.7	1.9
茨 木 市	-0.1	-0.3
八 尾 市	1.7	2.3
泉 佐 野 市	7.2	7.1
富 田 林 市	0.0	-0.4
寝 屋 川 市	-1.9	-1.7
河内長野市	2.4	2.3
松 原 市	1.4	2.1
大 東 市	1.7	2.6
和 泉 市	3.1	4.3
箕 面 市	2.8	2.2
柏 原 市	5.3	5.6
羽 曳 野 市	3.5	3.9
門 真 市	5.7	5.0
摂 津 市	-0.3	-0.5
高 石 市	9.2	9.6
藤 井 寺 市	1.8	2.4
東 大 阪 市	3.6	4.7
泉 南 市	7.1	8.2
四 條 畷 市	3.2	3.2
交 野 市	4.3	5.2
大 阪 狭 山 市	3.4	4.0
阪 南 市	4.5	4.8
島 本 町	4.7	5.8
豊 能 町	5.1	5.6
能 勢 町	12.1	14.0
忠 岡 町	4.4	5.0
熊 取 町	2.5	1.7
田 尻 町	0.4	1.7
岬 町	10.3	11.0
太 子 町	4.3	4.2
河 南 町	7.4	7.4
千早赤阪村	7.2	7.1

【将来負担比率】

(単位:%)

団 体 名	R7決算	R6決算
岸 和 田 市	-	-
豊 中 市	-	-
池 田 市	-	-
吹 田 市	-	-
泉 大 津 市	45.1	44.6
高 槻 市	-	-
貝 塚 市	17.4	12.1
守 口 市	-	-
枚 方 市	-	-
茨 木 市	-	-
八 尾 市	-	-
泉 佐 野 市	-	-
富 田 林 市	-	-
寝 屋 川 市	-	-
河内長野市	-	-
松 原 市	-	-
大 東 市	-	-
和 泉 市	-	-
箕 面 市	-	-
柏 原 市	8.8	5.2
羽 曳 野 市	2.3	-
門 真 市	48.3	25.1
摂 津 市	-	-
高 石 市	53.1	65.6
藤 井 寺 市	8.7	19.9
東 大 阪 市	-	-
泉 南 市	29.0	33.1
四 條 畷 市	-	-
交 野 市	28.1	48.5
大 阪 狭 山 市	-	-
阪 南 市	23.9	29.2
島 本 町	-	-
豊 能 町	-	-
能 勢 町	50.9	61.6
忠 岡 町	-	7.5
熊 取 町	-	-
田 尻 町	-	-
岬 町	95.9	100.4
太 子 町	-	-
河 南 町	-	-
千早赤阪村	-	-

・実質公債費比率の早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%
 ・将来負担比率の早期健全化基準は350%
 ・将来負担比率が算定されない場合は、「-」と表示しています。
 ・今後、数値等に変更が生じる場合があります。

資金不足比率＜上水道・下水道＞について

○上水道・下水道事業において、資金不足額が生じた事業はありませんでした。

【資金不足比率＜上水道・下水道＞】

＜上水道＞

(単位:%)

団 体 名	R7決算	R6決算
岸 和 田 市		-
豊 中 市	-	-
池 田 市	-	-
吹 田 市	-	-
泉 大 津 市	-	-
高 槻 市	-	-
貝 塚 市	-	-
守 口 市	-	-
枚 方 市	-	-
茨 木 市	-	-
八 尾 市		-
泉 佐 野 市	-	-
富 田 林 市		-
寝 屋 川 市	-	-
河内長野市	-	-
松 原 市	-	-
大 東 市	-	-
和 泉 市	-	-
箕 面 市	-	-
柏 原 市		-
羽 曳 野 市	-	-
門 真 市	-	-
摂 津 市	-	-
高 石 市		-
東 大 阪 市	-	-
交 野 市	-	-
島 本 町	-	-
大 阪 広 域 水道企業団	-	-

＜下水道＞

(単位:%)

団 体 名	R7決算	R6決算
岸 和 田 市	-	-
豊 中 市	-	-
池 田 市	-	-
吹 田 市	-	-
泉 大 津 市	-	-
高 槻 市	-	-
貝 塚 市	-	-
守 口 市	-	-
枚 方 市	-	-
茨 木 市	-	-
八 尾 市	-	-
泉 佐 野 市	-	-
富 田 林 市	-	-
寝 屋 川 市	-	-
河内長野市	-	-
松 原 市	-	-
大 東 市	-	-
和 泉 市	-	-
箕 面 市	-	-
柏 原 市	-	-
羽 曳 野 市	-	-
門 真 市	-	-
摂 津 市	-	-
高 石 市	-	-
藤 井 寺 市	-	-
東 大 阪 市	-	-
泉 南 市	-	-
四 條 畷 市	-	-
交 野 市	-	-
大 阪 狭 山 市	-	-
阪 南 市	-	-
島 本 町	-	-
豊 能 町	-	-
能 勢 町	-	-
忠 岡 町	-	-
熊 取 町	-	-
田 尻 町	-	-
岬 町	-	-
太 子 町	-	-
河 南 町	-	-
千 早 赤 阪 村	-	-

※【上水道事業】 岸和田市 令和6年度より大阪広域水道企業団への事業統合に伴い、水道事業会計廃止

※【水道事業会計】 八尾市・富田林市・柏原市・高石市 令和6年度より大阪広域水道企業団への事業統合に伴い、水道事業会計廃止

※【下水道事業】 和泉市（上段）公共下水道事業会計（下段）公共浄化槽事業会計

・資金不足比率の経営健全化基準は20%

・資金不足額がない場合は、「-」と表示しています。

・今後、数値等に変更が生じる場合があります。

資金不足比率＜病院・その他＞について

○病院事業のうち1事業(泉大津市)において、医業収支の悪化により資金不足が悪化しました。
○その他の事業において、資金不足額が生じた事業はありませんでした。

【資金不足比率＜病院他＞】

＜病院＞

(単位:%)

団 体 名	R7決算	R6決算
岸 和 田 市	－	－
豊 中 市	－	－
池 田 市	－	－
泉 大 津 市	6.6	3.9
貝 塚 市	－	0.2
枚 方 市	－	－
八 尾 市	－	－
和 泉 市	－	－
箕 面 市	－	－
柏 原 市	－	－
阪 南 市	－	－

＜工業用水＞

(単位:%)

団 体 名	R7決算	R6決算
大 阪 広 域 水 道 企 業 団	－	－

＜交通＞

(単位:%)

団 体 名	R7決算	R6決算
高 槻 市	－	－

＜宅地造成＞

(単位:%)

団 体 名	R7決算	R6決算
河 内 長 野 市	－	－

＜と畜場＞

(単位:%)

団 体 名	R7決算	R6決算
羽 曳 野 市	－	－

＜ボートレース＞

(単位:%)

団 体 名	R7決算	R6決算
箕 面 市	－	－
大阪府都市ボートレース企業団	－	－

・資金不足比率の経営健全化基準は20%(公営競技は0%)
・資金不足額がない場合は、「－」と表示しています。
・今後、数値等に変更が生じる場合があります。